

## パブリックコメントによる候補物質又は案件の意見提出状況

募集期間：2020年7月21日～2020年8月21日

募集方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載による募集

【案件番号 495200146】

提出件数：2件

候補物質又は案件	理由	候補物質又は 案件の情報等
エチルベンゼンを用いた塗装業務以外の業務	作業環境測定を実施すると、エチルベンゼンを使用した印刷の業務や接着剤の塗布の業務などにおいても、管理濃度を上回る濃度で検出されることがあるため。	塗装業務を対象に特定化学物質第2類物質として規制済み。エチルベンゼンのリスク評価を行った際のばく露実態調査では、塗装業務以外の業務ではばく露リスクは低いとされた。
シアン化水素	(不明)	特定化学物質第2類物質として規制済み。